

京都府福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

令和7年6月改訂版



京都府福祉のまちづくり条例

前文

私たちは、心身に障害があっても、高齢になっても、地域社会を構成する一員として、安心して生活を営むことができ、自らの意思で自由に移動でき、社会に参加することのできるまちに暮らし続けたいと願っている。

そうしたまちの創出には、施設や交通機関等の整備を進めるとともに、多様な人が互いを理解し、日常的に交流し得る地域社会づくりを進めるという両面からの生活環境の整備が必要である。

長寿社会を迎えた今日、このような生活環境の整備に当たっては、障害者や高齢者が暮らしやすいまちはすべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという府民共通の認識の下に、取り組むことが重要である。

また、こうした取組を通して、京都が有する歴史、文化、学術等の世界的な蓄積を、すべての人が共有し、享受し得る環境づくりを進めることも京都の課題である。

ここに、私たち京都府民は、互いの基本的人権を尊重し、福祉のまちづくりの実現に向け、一体となって、不断の努力を傾けることを決意して、この条例を制定する。

はじめに

「真の豊かさ」が問われ、「物質的な豊かさから精神的な豊かさへ」と言われるようになってすでに久しくなります。

そのような豊かさのある社会とするためには、私たち誰もが持っている「心身に障害があっても、高齢になっても、地域社会を構成する一員として、安心して生活を営むことができ、自らの意思で自由に移動でき、社会に参加することのできるまちに暮らし続けたい」という願いを現実のものとしなければなりません。

京都府では、このようなまちをみんなで創り上げていくために、平成7年に「京都府福祉のまちづくり条例」を制定し、多くの方が利用する施設等のバリアフリー化の推進とともに、互いを理解し、共に支え合う「こころのバリアフリー」の推進という両面から、福祉のまちづくりを進めてきました。

平成16年には、条例制定後の急速な少子・高齢社会の進展や障害者等の社会参加意識の高まり、「交通バリアフリー法」の制定や「ハートビル法」の改正等を背景として、条例改正を行いました。これにより、整備基準への適合が義務付けられる対象を拡大するとともに、より幅広い利用者を想定して整備基準を充実強化する等、一層のバリアフリー化を進めていくこととしています。

なお、平成18年には、「交通バリアフリー法」及び「ハートビル法」を一本化し、各法を補完する形で「バリアフリー法」が制定されたことにより、所要の条例改正を行い、平成30年には、既存建築物を活用した施設の増加など、条例制定時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、整備基準への適合が困難な事由について、本条例に基づく協議の公正の確保と透明性の向上を図り、実効ある京都府福祉のまちづくり条例にするため、所要の条例改正を行っています。

また、令和6年には便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するためのバリアフリー法施行令の改正に伴い、所要の条例改正を行っています。

このマニュアルは、条例に基づく整備基準と整備誘導基準の図解のほか、さらに整備が望まれる事項や施設整備の際の参考となる事項を示すものです。

もとより整備基準は、条例における性質上、最低限の水準と位置づけるべきものであり、その図解を中心とするこのマニュアルに沿って整備すればそれで充分というわけではありません。マニュアルを参考に、常に利用者の立場に立って、よりよい環境整備が図られることを願っております。

福祉のまちづくりは、府、市町村、事業者及び府民の皆様がそれぞれの責務を自覚しつつ、連携して取り組んでいく必要があります。行政関係者や事業者、設計者の方々をはじめ広く府民の皆様一人ひとりが福祉のまちづくりに対する理解を深め、それぞれの立場で取り組みを進めていただく際に、このマニュアルがその一助となれば幸いです。

目 次

条例前文

はじめに

目次

I 福祉のまちづくり条例について

1 条例の概要	2
2 特定まちづくり施設一覧	5
3 規則の概要	7

II 基準と解説

「基準と解説」編の見方	8
-------------------	---

1 建築物

1 廊下等	10
2 階段	12
3 傾斜路	16
4 便所	18
5 敷地内の通路	28
6 駐車場	32
7 全ての人が利用しやすい経路	36
8 視覚障害者が円滑に利用することができる経路	70
9 浴室等	74
10 客席	76
11 標識	80
12 案内設備	82
13 客室	84
14 増築等の場合の適用範囲	86

2 旅客施設

1 通路	90
2 階段	91
3 傾斜路	92
4 便所	93
5 全ての人が円滑に通行することができる経路	96
6 視覚障害者が円滑に通行することができる経路	100
7 運行情報提供設備等	102

8	乗車券等販売所、待合所及び案内所	103
9	鉄道駅及び軌道停留場	104
10	バスターミナル	106
11	旅客船ターミナル	106
3	道路	
	歩道	108
4	公園	
1	出入口	112
2	園路	112
3	便所	114
5	駐車場	
	駐車場	118
6	整備誘導基準	
1	便所	122
2	ホテル又は旅館の客室	123
3	授乳場所	124
4	避難口誘導灯	125
5	集団補聴設備	126
7	整備基準への適合が困難な場合の措置	
1	小規模な施設に係る基準の特例	128
2	条例第18条第1項ただし書	130
Ⅲ	参考資料	
1	整備基準等適用表	134
2	主な寸法の基本的な考え方	136
3	車椅子使用者に関する寸法	137
4	杖使用者の人間工学的寸法	139
5	床(路面)仕上げの考え方	140
6	視覚障害者誘導用ブロック等	141
7	輝度比	141
8	標準案内用図記号	142
9	関連 JIS	145